

基本協定書(9月14日修正)

門真市立統合中学校整備PFI事業(以下「本件事業」という。)に関して、門真市(以下「甲」という。)と、【 】を代表企業とし、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】、及び【 】を構成企業とする民間事業者グループ(以下「乙」という。)とは、以下のとおり、基本協定(以下「本件基本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本件基本協定は、本件事業に関し、乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者(以下「PFI事業予定者」という。)と甲との間で締結する、門真市立体育館の解体、門真市統合中学校の新校舎、屋内体育館、プール、屋外運動場その他の施設及び設備、什器備品等、並びに敷地外回りの塀、校門、植栽、駐車場、駐輪場及び周辺道路(以下「本件施設等」という。)の設計、建設、及び引渡し・所有権移転、本件施設等の維持管理、並びに以上に係る資金調達とこれらに付随し、関連する事項に関する契約(以下「本件事業契約」という。)の締結に向けて、甲と乙の双方の義務を定めるとともに、その他、本件事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

(努力義務)

第2条 甲と乙は、甲とPFI事業予定者が締結する本件事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、本件事業契約の門真市議会の議決を得て本件事業契約の効力が生じるように最善の努力をするものとする。

2 乙は、本件事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の入札手続にかかるPFI事業者選定委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

(PFI事業予定者の設立)

第3条 乙は、本件基本協定締結後、平成 年 月 日までに、PFI事業予定者を、資本金を 円(ただし、乙が入札により提案した資本金額による。)、本店所在地を門真市内とする会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。【PFI事業予定者の設立期限については、入札説明書に示すスケジュールに基づき甲と乙の協議により決定します。】

2 【代表企業】は、必ずPFI事業予定者へ出資を行うものとし、かつ、本件事業の全事業期間を通じて、PFI事業予定者の株主の中で最も多くの株式を保有する株主でなければならない。また、代表企業と構成企業全体での出資比率は、本件事業の全事業

期間を通じて、PFI事業予定者の全株式の50%を超えなければならない。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

- 3 乙は、PFI事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙は、PFI事業予定者をして、その旨を甲に報告させるものとする。
- 4 乙は、PFI事業予定者の株式の譲渡について、PFI事業予定者の取締役会の承認を要する旨の定めをPFI事業予定者の定款において規定するものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の代表企業及びPFI事業予定者に出資した構成企業は、本件事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前の書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、その保有するPFI事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行ってはならない。

- 2 乙は、PFI事業予定者へのすべての出資者をして、事業契約期間中、PFI事業予定者の株式を保有させなければならないが、甲の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定、その他の一切の処分を行わせてはならない。
- 3 乙は、PFI事業予定者の設立時、及び増資時において、その時々各株主をして別紙出資者確認書を提出させるものとする。
- 4 第1項の甲の承諾を得てPFI事業予定者の株式を譲渡する場合、乙の全ての出資者(株式譲渡人を除く。)は、かかる譲渡の際の譲受人とともに、再度別紙出資者確認書を事前に甲に、提出するものとする。
- 5 乙又は乙の出資者は、第1項の甲の承諾を得てPFI事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、PFI事業予定者をして、門真市立体育館の解体に係る業務を【 】に、本件施設等の設計に係る業務を【 】に、本件施設等の建設に関する業務を【 】に、本件施設等の維持管理に関する業務を【 】及び【 】に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとし、【 】、【 】、【 】、【 】及び【 】はそれぞれ前記業務を受託し、又は請け負うものとする。

- 2 【 】及び【 】は、それぞれ本件施設等の設計又は建設に関する業務について甲とPFI事業予定者との間で本件事業契約が締結された後30日以内に、

【 】及び【 】は、維持管理に関する業務について事業契約別紙 1 に規定する維持管理業務開始予定日の 30 日前までに、それぞれ業務委託契約又は請負契約を締結するものとし、各契約締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

- 3 第 1 項によりPFI事業予定者から本件事業に関する各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(本件事業契約)

第 6 条 甲及び乙は、本件事業に関する本件事業契約の仮契約を、本件基本協定締結後、平成22年 2 月 日を目処として、門真市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲とPFI事業予定者との間で、締結せしめるものとする。ただし、甲は、本件事業契約の締結がなされる前に、乙の代表企業又は構成企業が入札説明書「第 3」の「3」の「(2)」項に規定する「応募者の参加資格要件」に抵触し、又は「同(3)」に規定する「応募者の業務遂行に関する資格要件」を満たさないことが判明した場合は、本件事業契約を締結しないことができる。【事業契約の仮契約の目途については、入札説明書に示すスケジュールに基づき甲と乙の協議により決定します。】

- 2 前項の仮契約は、門真市議会の議決を経た後、門真市長がPFI事業者予定者に対し、本件事業契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 甲及び乙は、本件事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力するものとする。
- 4 乙は、乙又はPFI事業者予定者の責めに帰すべき事由により本件事業契約が締結されなかった場合は、本件事業のうち施設整備業務に係る落札価格の100分の5に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(準備行為)

第 7 条 乙は、本件事業契約締結前であっても、自らの責任及び費用負担において、本件事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

- 2 前項の甲の協力の結果(設計に関する打ち合わせの結果を含む。)は、本件事業契約締結後、PFI事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(本件事業契約締結不調の場合の処理)

第 8 条 事由の如何を問わず(本件事業契約の締結について、門真市議会の議決が得られない場合を含む。)、PFI事業予定者と甲との間において、本件事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本件基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本件基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本件基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本件基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本件基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所からの強制力のある命令により、開示が命じられた場合、乙が本件事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(実施責任)

第10条 乙は、乙の代表企業及び構成企業をして、本件基本協定に定められた各自の義務を履行させるものとする。

(準拠法等)

第11条 本件基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本件基本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本件基本協定書を 通作成し、甲並びに乙の代表企業及び構成企業は、それぞれ記名押印の上、甲並びに乙の代表企業が1通ずつ保有する。

平成21年12月 日

甲

門真市
門真市長

印

乙 【 グループ】

(【 グループ】の代表企業)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(【グループ】の構成企業)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(【グループ】の構成企業)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(【グループ】の構成企業)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印